



第4号様式（第9条関係）

意見書

平成 28年3月15日

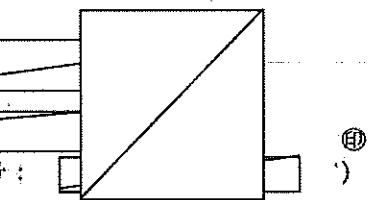
京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡精華町

氏名

(電話番号：)



京都府林地開発行為の手続に関する条例第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名

大阪府枚方市尊延寺4580番地の7

株式会社スズキケンセツ

代表取締役 鈴木 貞雄

2 林地開発行為の目的

土砂の搬入(工事残土の埋立処分)

3 林地開発行為をしようとする区域

京都府相楽郡精華町大字南稻八妻小字川原谷37番地ほか

4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

別紙のとおり

- 備考 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であって、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものと含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
- 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

株式会社スズキケンセツ土砂搬入事業に対する意見書

平成 28 年 3 月 15 日

1. 基本的事項

当□地区においては過去長年に亘り、□による区内地区の土砂採取・搬入事業に関わって、区民全員が被害を被ってきた経験をもち、係る事業に対してはアレルギー的感情をもって阻止したい気持ちを抱くものである。その上、□の倒産により、約束された事業が履行されないまま今日を迎えていることなどから、意見書・協定書がそのような事態を受けてどこまで効力を発揮するかなどにも、強い疑念を抱くものである。

そのような事情から、区民として、本事業に対して前向きに協定に至る意見が出にくい状況であることを、予め申し述べたい。

平成 27 年 2 月 27 日に開催された説明会についても、これまで何の事前相談もなく、一方的に文書を区民に配布し、開催された。

これは当区との信頼関係をさらに崩すものであり、一切容認することは出来ず、□として、説明会開催に対して反対の意向を表明したものである。

また、事業計画を見直す前に提出した意見書に対して平成 26 年 10 月 6 日に示された見解書は、全く持って誠意のないものであり到底納得できるものではない。

当区としては、生活環境の保全を重視する立場から道路拡幅による安全対策を強く求めるものであり、以下の 2 ~ 9 までの全ての意見に対して誠意ある回答がなければ絶対反対である。

2. (株)スズキケンセツは信頼できる業者か?

こんな意見は無意味かも知れない。けれど、□区民にとっては最も心配、注目する事項である。搬入する土砂への懸念など、一旦事業が始まれば、会社に誠意があるかどうかが問題解決に最も関係するからである。

3. 交通安全対策

先ず、この事業に関わってダンプが通行する影響は、精華町の該当区域全体に及ぶものであると指摘したい。特に、道路幅が狭い区域内においては、通行に支障を及ぼす被害が生じると予想される。

当□区にとっては、本事業区域が祝園までの通過地点にあり、その影響は避けられない。よって、次の事項を要求する。

- 1) 車両の通行時間は通勤、通学時間を避けて、午前 8 時 30 分～午後 5 時までとしていただきたい。

- 2) 日曜日の他に土曜日も、付近田畠の農作業による運搬や通行を確保するため、通行を控えてもらいたい。
- 3) 町道祝園東畠線は道路幅が狭く、対向、追越ができず支障をきたす事が予想される。そこへ、時速 30 km以下で走行されると、車が連なったり、対行がますます困難になることも考えられる。
そこで、回避対策として、行政と協議の上、車道の拡幅を行うこと。また、事業計画に定められた場所以外からの残土の持ち込みは絶対行わないこと。そのため、運行車両については、関係車両であることをはっきりと表示し、ナンバーを記した運行計画表を事前に提示すること。
- 4) 一般通行車両を優先し、運転マナーを守るよう努めてもらいたい。
- 5) 出入口、並びに搬入路の町道祝園東畠線交差点には、交通誘導員を配置し、通行の安全確保に努める。
- 7) 搬入計画場所から土を持ち出さないこと。

4. 区域付近耕作者の風評被害に対する補償対策

本事業において、区域内に  の地権者はほとんどいない。また、地権者以外の本事業に係る権利は弱いものであると聞く。しかし、当区域の付近で耕作する区民（他地域の住民も）は多数おられる。本事業が始まれば必ず、搬入土砂による水質、土質、水流の変化が生じることは明白である。それらが付近の田畠に影響を及ぼさないとはとても考えられない。いくら検査に合格した土砂といっても、搬入土砂に対する風評被害は避けられない。そのことによって被害を被るのは付近の耕作者である。係る心配に対してよく理解し、誠意をもって対処していただきたい。

5. 不純物（土壤汚染・水質汚染）対策

搬入土砂中の不純物の有無は最も心配されるところであるが、なかなか一般にはわかり辛い。その対策として、京都府の条例により 3ヶ月に一度検査し、府へ報告すると記されている。が、3ヶ月間に持ち込まれる土砂はダンプカー 3,550 台分の量である。それでどれほどチェック機能を発揮できるのか疑問である。

そこで、抜き打ち検査や、住民（地権者、付近耕作者等）の立会いによる検査を要求したい。

また、付近の用水や川の水についても、環境保全のために、同時に検査を実施して公表していただきたい。

6. 被害の補償・苦情の処理

この事業において、公害が発生した場合、またはその恐れがあると苦情がでた場合は、

- 1) 直ちに操業を停止し、関係機関に届けるとともに、誠意ある事故の処理を行う。
- 2) また、その損害に対する補償を行う。

7. 中途で事業が放置されたときのための補償

事業者側の理由により、万が一、中途で事業が放置されたときのため、
予め、契約時に補償を確保したい。

8. 事業終了後の損害賠償

本事業が終了して後、何年か経た後に、係る事業による公害や異常が発
生したり判明したときには、責任と誠意を持って補償することを確約され
たい。

9. 意見書提出期限後の意見については真摯に受け止め誠意を持って文章で回
答すること。

